

平成26年度 宇都宮市子ども・子育て会議「第1回教育・保育部会」議事内容(概要)

1 協議内容

○ 各種基準に関する条例制定について

平成27年4月予定の『子ども・子育て支援新制度』の導入にあたり、子ども・子育て支援法に基づき、国が定める「従うべき基準」と「参酌基準」をもとに、本市が条例を定めるもの

- ①（仮称）宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例
- ②（仮称）宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③（仮称）宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④（仮称）宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ⑤（仮称）宇都宮市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例

【本市の案】

- ⇒ 上記条例のうち、国基準のすべての項目を市の基準とするもの → ①，②，④
- ⇒ 上記条例のうち、一部の項目で、本市独自の基準とするもの → ③，⑤

(1) ③（仮称）宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

国が定める基準（参酌すべき基準）	本市基準（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1の支援の単位を構成する児童の数は、概ね40人以下とする。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基準をそのまま市の基準として「概ね40人以下」とする。 ・ 5年間の経過措置を設ける。



〈委員からご意見〉

放課後児童健全育成事業の基準案については、概ねよいと思うが、指導員の配置基準について、段階的な引き下げは保護者の負担軽減と結びつかない。また、子どもの家において、60人：2人という配置基準では到底子どもを見切れないう状況にあり、保護者負担で加配をしている状態である。40人：2人の基準にしてもらえば、独自に加配している指導員が市の補助になるのではないかと。そうなれば、保護者負担は減るのではないかと。今後さらに検討してほしい。

※ 反対意見はなし。

(2) ⑤（仮称）宇都宮市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例

国が定める基準（参酌すべき基準）	本市基準（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市区町村が地域の就労実態等を考慮し、各市区町村が定める時間」を基本 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「現行基準64時間/月」とする。



〈委員からご意見〉

- ・ 保育の短時間認定の下限について、64時間に賛成である。勤務時間の短い家庭の子どもを1日預かることは、家庭での子育てや母子関係を奪ってしまうのではないかと。また、待機児童がいるなかで、保育の必要度の高い家庭の子どもが入所が困難になるのではないかと。入所の優先順位の観点から、一定の就労時間の方が利用すべき。短い就労時間で働く家庭においては、一時預かりを利用すべき。一時預かり事業は短い就労時間の家庭を支えることになるため、利用しやすくするよう、市単独補助などが必要ではないかと。今後検討していただきたい。
- ・ データからは月48時間で働く人は少ないように思うが、幼稚園には、48時間（週3日）の範囲で働いている人が多いと感じる。下限設定を64時間にするのであれば、幼稚園で実施している預かり保育を充実させて、48時間で働く方も2号認定を受ける方と同じように費用の負担を軽減してほしい。

※ 反対意見はなし。

2 その他のご意見

- 幼保連携型認定こども園の基準案について、幼稚園と保育所いずれか高い基準を採用する点はよいと思う。配置基準については、質の確保の点において、引き上げをお願いしたい。
- 障がいがあっても、保育所や幼稚園を利用できる環境を整えて欲しい。特に、重度の障がいのある子どもの受け入れを検討して欲しい。
- 障がい児の預かりについては、加配を受けるための申請等が大変と聞いている。幼稚園は補助が手厚い。どのような状況の子どもでも預かれるような支援をお願いしたい。
- 特別支援教室に通学している重度の子どもは特別就学の許可を得て就学している。許可を得て就学している以上、市の責任で子どもの家も使えるようにして欲しい。
- 重度の障がいがあっても保育園に預けることができた経験がある。そのようなケースがあることを情報共有してもらいたい。

3 ご質問

質問内容	回答
<ul style="list-style-type: none"> • 預かり保育の種類について 	<ul style="list-style-type: none"> • 一時預かり事業につきましては、現行事業の継続である一般型、幼稚園における預かり保育の後継である幼稚園型に加え、新規で余裕活用型、訪問型の全部で4つの類型があります。 詳細につきましては、別紙をご覧ください。
<ul style="list-style-type: none"> • 障がいを持つこどもに対する取り組みは、こども全体の大きな枠組みのなかでの取り組みと、一括りにできない特別な状況があるように思います。今後この会議の中で、この課題をどのように取り扱っていくのかをお聞きしたいです。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国の通知におきまして、「子ども・子育て支援事業計画」は障がい福祉計画との調和が保たれ、障がい児支援の体制整備における子育て支援施策との密接な連携を図るなど、障がい児支援も含めた支援体制づくりに積極的に取り組むこととされていることから、本市といたしましても、障がい児も含めたすべての子育て家庭が適切に子育てサービスを利用できるよう検討してまいります。